

○福島大学における科学研究費助成事業の応募資格に関する取扱要項

制定 平成18年3月31日

改正 平成19年3月30日 平成19年10月15日 平成20年3月18日
平成22年3月31日 平成24年3月13日 平成25年9月3日
平成26年9月16日 平成28年3月22日 平成29年3月27日

(趣旨)

第1条 この要項は、福島大学（以下「本学」という。）における文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）に係る応募資格に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要項において「部局」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 福島大学学則第2条第2項及び第4項に規定する各学類、第4条の2に規定する各センター及び第4条の3に規定する研究所
 - 二 外部資金の目的を遂行するために設置されたプロジェクト等
- 2 この要項において「部局長」とは、前項に定める部局の長をいう。

(応募要件)

第3条 科研費の応募をしようとする者（研究代表者、研究分担者及び連携研究者）は、次の全ての要件を満たさなければならない。

- 一 本学に、本学の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること（研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。）。
- 二 本学の研究活動に実際に従事していること（研究の補助は除く。）。
- 三 科研費が交付された場合に、その研究活動を、本学の活動として行うこと。
- 四 科研費が交付された場合に、本学で機関管理を行うこと。また、研究経費の執行管理を研究者本人及び本学において適切に行うこと。
- 五 当該研究計画遂行上、研究代表者、研究分担者及び連携研究者としての責任を果たすことができること。（研究期間中は原則本学に所属が予定されており、採択年度内に退職及び異動等により当該研究を遂行できなくなる予定があってはならない。）
- 六 当該研究計画遂行上、必要な環境（研究場所、科研費で購入した備品等を管理する場所等）を本学内に確保することについて、部局長により認められていること。
- 七 本学と雇用関係にない者であっても、科研費を使用して研究活動を行う場合には、本学の定める規則等を遵守すること。
- 八 当該研究活動の期間中、傷害保険等、必要な保険に加入すること。（労働者災害補償保険等による災害補償（以下「労災補償」という。）を受けることができる者を除く。ただし、本務において労災補償を受けることができる者であっても、本務外の研究活

動においては労災補償を受けることができない。)

九 大学院生等の学生ではないこと。(ただし、本学において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者で、学生の身分も有する場合を除く。)

十 科研費名簿に登載された場合、奨励研究及び日本学術振興会の特別研究員、外国人特別研究員の応募資格が無くなることを当該者が承知していること。

(応募資格)

第4条 本学では次に掲げる者で、前条の要件を満たす者に、応募資格を認めるものとする。

一 専任の教員(教授、准教授、講師、助教及び助手)

二 学長、副学長

三 客員教授及び客員准教授

四 特任教員(特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教及び特任助手)

五 産学官連携教員

六 産学官連携研究員

七 研究員(科研費、プロジェクト)

八 日本学術振興会特別研究員(SPD、PD、RPD)

九 認定研究員

十 その他、学長が認める者

2 前項第3号から第10号までに該当する者は、科研費応募資格確認申請書(別紙様式)により部局長の審査及び承認を得た上で学長に提出し、第3条各号の要件をすべて満たしていることの確認を受けなければならない。

3 第1項第3号から第10号までに該当する者の応募資格が認められる期間は、原則として前項に規定する申請書確認時の本学への所属期間とする。ただし、当該者の所属部局に変更がなく、かつ、所属期間が延長された場合において、前条の応募要件を引き続き満たしている者は、その延長された期間中、引き続き応募資格を認めるものとする。

(事務)

第5条 科研費の応募資格に関する事務は、研究振興課において処理する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成19年10月15日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年9月3日から施行し、平成25年7月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

(別紙様式)

平成 年 月 日

科研費応募資格確認申請書

福島大学長 殿

申請者	所属	
	職名	
	フリガナ	
	氏名	印
	英文表記	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日
	学位	

下記の各事項について確認及び了解し、部局長の審査及び承認を得た上で、科研費の応募を希望しますので、応募資格を確認くださるようお願いいたします。

- (1) 福島大学（以下「本学」という。）に、本学の研究活動を行うことを職務に含む者として、所属する者であること（研究活動以外のものを主たる職務とする者も含む。）。
- (2) 本学の研究活動に実際に従事していること（研究の補助は除く。）。
- (3) 科研費が交付された場合に、その研究活動を、本学の活動として行うこと。
- (4) 科研費が交付された場合に、本学で機関管理を行うこと。また、研究経費の執行管理を研究者本人及び本学において適切に行うこと。
- (5) 当該研究計画遂行上、研究代表者、研究分担者及び連携研究者としての責任を果たすことができること。（研究期間中は原則本学に所属が予定されており、採択年度内に退職、異動等により当該研究を遂行できなくなる予定があってはならない。）
- (6) 当該研究計画遂行上、必要な環境（研究場所、科研費で購入した備品等を管理する場所等）を本学内に確保することについて、部局長により認められていること。
- (7) 本学と雇用関係にない者であっても、科研費を使用して研究活動を行う場合には、本学の定める規則等を遵守すること。
- (8) 当該研究活動の期間中、傷害保険等、必要な保険に加入すること。（労働者災害補償保険等による災害補償（以下「労災補償」という。）を受けられる者を除く。ただし、本務において労災補償を受けられる者であっても、本務外の研究活動においては労災補償を受けられない。）
- (9) 大学院生等の学生ではないこと。（ただし、本学において研究活動を行うことを本務とする職に就いている者で、学生の身分も有する場合を除く。）
- (10) 科研費名簿に登載された場合、奨励研究及び日本学術振興会の特別研究員、外国人特別研究員の応募資格が無くなることを当該者が承知していること。

上記申請者は、上記の全ての要件及び確認事項を満たしているため、応募資格を有することを承認します。

部局長の承認	平成 年 月 日	部局名
		氏名（自筆）